

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

愛知県西尾市長

## 公表日

令和6年9月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、賦課期日(当該年度の初日の属する年の1月1日)現在に市内に固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有するものを固定資産課税台帳に登録し、その年の4月1日からの1年度分の固定資産税を(市街化区域内にあっては、土地、家屋所有者に対し課する都市計画税を併せて)賦課する事務である。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①固定資産税及び都市計画税の賦課及び調定。</li><li>②土地の調査及び評価。</li><li>③家屋の調査及び評価。</li><li>④償却資産の調査及び評価。</li><li>⑤所有者に対する氏名、住所等の最新情報の適正な管理。</li><li>⑥西尾市市税条例第72条及び146条の定めによる固定資産税・都市計画税の減免。</li></ul>
③システムの名称	固定資産税システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48及び49の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西尾市総務部税務課 〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西尾市総務部税務課 〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成26年1月1日	平成28年1月1日	事後	
平成28年4月1日	I-5-② 所属長	税務課長 永谷和夫	税務課長 青山秀樹	事後	
平成28年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年1月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年8月10日	I-1-② 事務の概要	本事務にいける特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。	本事務にいける特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。	事後	
平成29年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年1月1日	平成29年1月1日	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	税務課長 青山秀樹	税務課長 高須英樹	事後	
平成29年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	税務課長 高須英樹	税務課長 宮地将人	事後	
平成30年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	税務課長 宮地将人	総務部次長兼税務課長	事後	
平成31年4月1日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和3年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	総務部次長兼税務課長	総務部税務課長	事後	
令和3年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年5月22日	I-4 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年5月22日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和5年1月1日	事後	
令和5年5月22日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年5月23日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事後	
令和6年5月23日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年9月3日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の16の項	番号法第9条第1項及び別表の24の項	事後	
令和6年9月3日	I-4 個人番号の利用	番号法第19条第7号及び別表第2第27項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48及び49の項	事後	